労基署是正勧告 対応ガイド

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

労働基準監督署の是正勧告とは？

労働基準監督署（労基署）は、企業の労働関係の法令が遵守されているか監督する機関です。労基署の調査で明らかな法令違反が確認されると「是正勧告書」が交付されます。この勧告を無視した場合、改めて立入検査が行われ、悪質な場合には書類送検や企業名公表といった事態に至り、企業の社会的信用を著しく損なう可能性があります。

是正勧告と指導票の違い – 法的拘束力と対応義務

労働基準監督署（労基署）からの指導の際に交付される書類には主に「是正勧告書」と「指導票」の2種類があります。
是正勧告は、明白な法令違反に対して出される改善命令です。一方、指導票は、法令違反の可能性がある場合や、望ましくない状況への改善を促す警告を指します。
いずれも直ちに罰則を伴う法的強制力はありませんが、行政指導です。特に是正勧告は最も重い措置であり、労働関係法令に違反している状況ですので、企業には改善の義務があります。これを無視すると強制捜査や刑事罰に至るリスクがあるため、迅速かつ誠実な対応が不可欠です。

是正勧告につながる主な法令違反のケース

是正勧告は、主に以下の労働関係法令違反に対して出されます。

労働時間・割増賃金	36協定違反、時間外労働の上限超過、割増賃金の未払い。
労働契約・就業規則	労働条件通知書の不備、就業規則の未作成・未届出や内容不備。
法定帳簿	労働者名簿・賃金台帳・出勤簿といった法定三帳簿の未整備や保存義務違反。
健康診断・安全衛生	法定健康診断の未実施、必要な安全衛生管理体制の不備。安全基準を満たさない機械や設備の利用。

© MoneyForward, Inc.

年次有給休暇	法律通りの年次有給休暇の未付与、年5日の取得義務の不履行。
最低賃金	定められた最低賃金額を下回る賃金の支払い。

是正勧告への対応と無視した場合の結果

是正勧告を受けた企業は、指摘された法令違反を速やかに改善し、指定された期限までに「是正報告書」を労働基準監督署（労基署）へ提出しなければなりません。
この勧告を無視したり、不誠実な対応を続けたりすると、労基署による強制捜査（捜索・差押えなど）が行われ、逮捕・送検の上、刑事罰（罰金や懲役）が科されることがあります。さらに、悪質な場合は企業名が公表され、社会的な信用を大きく損なう事態も招きかねません。そのため、迅速かつ誠実な対応が極めて重要です。

© MoneyForward, Inc.